

三田市青少年問題協議会条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 省略 (組織)	第1条 省略 (組織)
第2条 協議会は、 <u>会長及び委員</u> 25人以内で組織する。	第2条 協議会は、委員 25人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市議会議員 (2) 関係行政機関の職員 (3) 学識経験者 (4) 関係団体の代表者 (任期)	2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 関係行政機関の職員 (2) 学識経験者 (3) 関係団体の代表者 (任期)
第3条 前条第2項第4号の委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (会長及び副会長)	第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (会長及び副会長)
第4条 <u>会長は協議会を代表し、会務を総理する。</u> 2 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。 以下省略	第4条 <u>協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u> 2 <u>会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u> 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。 以下省略